

令和2年12月14日

久留米市農業協同組合

## 残留農薬基準超過農産物に関する容器・包装資材について

このたびは、多くの皆様に多大なるご迷惑、ご心配をお掛け致しましたことに深くお詫び申し上げます。

標記の件につきまして、弊組合で販売した残留農薬基準超過農産物が発生した「春菊」に、対象生産者1名が使用していた「筑紫次郎の贈りもの」印字入りの容器・包装資材につきましては、久留米市中央卸売市場の統一ブランドとして、多くの県内生産者が複数品目で使用している容器・包装資材となっております。

対象生産者のほ場に残っていた「春菊」及び栽培中の野菜については、12月9日に全量廃棄処分を行っておりますので、12月9日以降に対象生産者より出荷している商品はありません。

残留農薬が検出された「春菊」と他の生産者が容器・包装資材を使用して出荷した農産物や「筑紫次郎の贈りもの」の容器・包装資材自体には全く関係ございません。

消費者、生産者ならびに流通関係者等の皆様に多大なご迷惑、ご心配をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。